

論 点（案）

- 1 足場の組立て又は解体時の最上層からの労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に基づく墜落防止措置は十分か。
（安全帯の使用等安衛則第 564 条第 1 項第 4 号に基づく措置、足場の組立て等作業主任者の選任等、手すり先行工法）
- 2 通常作業時等の安衛則に基づく足場から墜落防止措置は十分か。
（安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置、安全衛生部長通達に基づく「より安全な措置」）
- 3 安衛則に基づく足場の点検義務は十分か。
（安衛則第 567 条及び安衛則第 655 条）
- 4 安衛則に基づく墜落防止措置を履行させるための取組は十分か。